

指定訪問介護事業運営規程（コミュニティケア）

第1条 有限会社マルチメディアネットワークが開設する指定訪問介護事業所コミュニティケアが行う指定訪問介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 訪問介護事業所コミュニティケアの訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 指定訪問介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

（名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 訪問介護事業所コミュニティケア
- (2) 所在地 富山県氷見市太田伊勢領 1511-13

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第5条 従業者の職種、員数、及び職務内容はつぎのとおりとする。

① 管理者 常勤 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② サービス提供責任者 1名

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の策定などを行う。

③ 訪問介護員等 2名以上

訪問介護員は、指定訪問介護の提供にあたる。

④ 事務職員 1名 必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 毎日
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- (3) 但し、営業時間以外であっても、依頼があれば対応する。

(指定訪問介護の内容)

第7条 指定訪問介護の内容は次の通りとする。

- ① 身体介護
 - ② 生活援助
- 2 指定訪問介護は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問介護計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対し説明を行い、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を行うのに必要な援助を行う。
- 3 指定訪問介護を提供した際は、サービスの提供記録へ提供日、内容等を記載する。

(通常の事業の実施範囲)

第8条 高岡市、氷見市の区域

(利用料・料金の支払い等)

第9条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。

- 2 決済口座は、利用者様ご希望の金融機関、支店とし、毎月27日に前月利用分を口座引落としするものとする。引落とし不能の場合は、月末まで窓口まで現金持参とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行い、管理者に報告する。

(身体拘束)

第11条 介護サービスを提供するにあたって、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束、行動を制限する行為を行わないとする。

- 2 前項の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、其他の利用者的心身の状況及び緊急を止むを得ない理由を記録することとする。

- 3 身体拘束等の適正化のための対策を検討する会を3ヶ月に1回開催し、その結果について訪問介護に周知徹底を図る。また身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止策)

第12条 利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について訪問介護員に周知徹底を図る。
- 2 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 3 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な装置を講じるものとする。

- 2 事業者は、訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第14条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員などの質的向上を図るために研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- | | | |
|---|-------|----------|
| ① | 採用時研修 | 採用後3カ月以内 |
| | 継続研修 | 年2回 |
| | 定例打合会 | 月1回 |
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、有限会社マルチメディアネットワークと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(付則) この規程は、平成16年10月1日から施行する。

平成29年 4月 1日 一部改定

平成31年 4月 1日 一部改定

令和 1年 6月 1日 一部改定

令和 6年 4月 1日 一部改定